

axis news

アクセスグループ

4

2025

COLUMN

揉めない事業承継のコツ！
～スムーズな引継ぎと後継者選定のポイント～



知りたいあれこれ Q&A

法人税は赤字でも払う必要がある!? 法人にかかる税金とは？

今月の助成金

育児時短就業給付金について



柔めない事業承継のコツ！ スムーズな引き継ぎと後継者選定のポイント

Introduction

2025年1月末に先代である洋一さんと事業承継対話セミナーを行いました。冒頭では、私の方から事業承継の種類（中高生時代から会社を買ってくるまで）、そして買った後どう関わってきたのかについて説明しました。その後、親子関係の築き方、後継者の選定、後継者の育成、事業承継の進め方、そして承継後の関わり方といった5つのステップについて、それぞれ段階で私や洋一さんが感じたことや考えたことをお話ししました。また、それぞれのテーマについて、事前に皆さんからいただいた質問にもお答えする形で進行了しました。

セミナーは約1時間ほど行いましたが、私自身も話していてとても面白く感じました。全てをコラムでご紹介することは難しいですが「これは面白いかな」「こういう気づきがあったな」と思える内容や「他の会社さんにも共有できそうだな」と感じた点を、数回にわたりお話ししたいと思います。

01 干渉し過ぎると親子関係は悪化する

まずは、「親子関係の築き方」についてです。要するに、関係が悪化するとうまくいかないということですね。実際、「どうすれば親子関係を円滑に保てますか？」という質問もありました。これに関しては、私も洋一さんも基本的に同じ考えで、子どもからの勉強や社会人になってからの仕事に関して、先代（多くの場合は父親ですが）が勉強に「あおしろ。こうしろ」「それはダメだ」と口を出しすぎると、関係が悪化するリスクがあると思っています。教育に関わることで、優秀な子が育つ可能性はありますが、干渉が強すぎると親子関係がこわれてしまうこともある。事業承継の場面ではそれは大きなリスクになります。

そのため、我が家では教育面に関しては基本的に母親に任せました。それくらいがちょうど良いのだと思います。父親も若い頃は仕事に劇く時間が多く、私の子どもも時代の変化の中でも、父の存在はあまり強く印象に残っていません。読られたり怒られたりした記憶も、2回あるかどうかという程度で、基本的には母親に任せていたように思います。そうした中で私は「教育ではなく共有」という言葉を使ったのですが、教育しようとするのではなく旅行に行ったり、ご飯を食べに行ったり、どこかに出かけたりする際の自然な会話の中で価値観や考えを伝えていく、それが大事だと思います。例えば「これはこういう仕組みなんだよ」とか「こちらのお店、こういうところがいいよね」といった話を通して仕事の面白さや経営者の感覚を「教育」ではなく「共有」していただくことが、結果的に子どもに伝わっていくのではないのでしょうか。そうすることで、考え方や経営者マインドが自然に伝わり、結果的に子どもが経営に興味を持つようになる。そういった意味で、「教育ではなく共有」というのが大切だと思います。

02 「継がせるか」よりも「やりたいか」が大切

続いて、後継者の選定についてです。誰を後継者にするのか、そもそも継がせるかどうかという点ですね。私は小学生くらいの頃から「自分が継ぐか親が継ぐか」と思っていました。というのも、中学生の頃から父方の祖母に「大学に行ったら会計士の資格をとって、監査法人に入社して、それくらいでいいよ」と言われていたからです。なので、父もそのつもりで私を育てていたのだらうと思っていました。ところが実際は違っていて、父は「やりたければやればいい」「やりたくなければ無理にやらなくてもいい」と思っていたと聞いて、意外に思いました。

様々な企業の社長さんとお話している中、やはり「やりたければやればいい」という考えの方が多くいらっしゃいます。ただ「それでは継がせるのが難しいのでは？」と私は思っていたのですが、当社の場合も同じだったわけですね。「無理にやらせても、上手くいかない。」父もそう考えていた。私自身もその通りだと感じています。

ただ、父は毎日楽しそうに仕事をしていました。もちろん悩みや苦労はたくさんあったと思いますが、それを家に持ち帰ることはなく、家では会社や仕事の話もかなりしていましたが、楽しそうに話していましたね。5人家族なのに2人しか乗れないイベントにも楽しそうに乗っていたり、仕事なのかゴルフな

COLUMN

揺めない事業承継のコツ！ スムーズな引き継ぎと後継者選定のポイント

columnは、私が「日々お客様と接している中で感じたこと」「自社の経営について考える中で感じたこと」をコラムという形でご紹介させて頂く新しい企画です。

ぜひ、コーヒーを片手に気楽にご一読ください。



コラム執筆

アクシスグループ 代表 川人 広平



▶YouTubeチャンネル
こちらからご覧ください。

2025年開催セミナー

AXIS COMMUNITY

出会いと学びが加速する! アクシスコミュニティ



【2025年開催】セミナー年間スケジュールのご案内

2024年に引き続き、アクシスグループでは2025年も経営に役立つ様々な分野でのセミナー開催を予定しております! どなたでもどの回でもご参加いただけます! 各セミナーの詳細については、以下の通りです。ご参加お待ちしております。

各セミナー共有事項

開催時刻 14:00~15:30 ※セミナー開始の15分前から受付を開始します。

参加形式 ・リアル会場 / 税理士法人アクシス本社 (徳島県徳島市北島田町1丁目3-3)
・オンライン (ZOOM※前日に視聴URLをお送りします。)
※創業アカデミーについては、リアル会場での開催となります。

参加費 無料

駐車場 40台 (消費の場合は、第2・第3駐車場へのご案内となります。)

申込締切 セミナー前日正午まで (それ以降はお電話での受付となります。)

お問い合わせ

axis
アクシスグループ

【本 社】徳島県徳島市北島田町 1-3-3
営業時間：平日 9時~18時 (土・日・祝日を除く)
☎ 088-631-8119

本セミナーは1年間の開催を予定しておりますが、やむを得ない事情により、一部変更となる場合がございますので、ご了承ください。万が一変更になった場合はLINEやHPにてお知らせします。

【全4回】創業・経営アカデミー ※リアル会場での開催となります。

- 第1回:6/12(水) 事業計画と資金調達の基礎
- 第2回:7/23(水) 創業期の経理と実務の基本
- 第3回:8/21(木) 法人と個人、税務の違いを徹底比較
- 第4回:10/15(水) 創業期の人事労務と従業員管理の基礎

お申込みフォームはこちら▶



【全6回】会計を使いこなすセミナー

- 入門編**
 - 第1回:12/5(水) 会計のプロが見る決算書7つのポイント **実務済**
 - 第2回:1/24(金) 最も重要なのに決算書には出てこない!? キャッシュフローとは **実務済**
 - 特別回:2/14(金) 元銀行員が解説! 銀行視点の決算書評価&融資成功の秘訣 **実務済**
 - 第3回:3/26(水) 簡易シミュレーションができるようになるよ! **実務済**
- 応用編**
 - 第4回:4/23(水) 経営指標って何? 自己資本比率や労働分配率って気にするべき?
 - 第5回:5/21(水) 分けるは分かる! 部門別会計のススメ
 - 第6回:6/18(水) 社内研修大公開! 会社の論点リスト

お申込みフォームはこちら▶



【全5回】会社を成長させる労務セミナー

- 第1回:4/8(火) 労務管理の基本と労働基準法的重要ポイント **実務済**
- 第2回:5/14(水) 10人未満でも役立つ就業規則の作り方
- 第3回:8/6(水) よくある労務トラブルと効果的な対策法
- 第4回:9/11(木) 給与の悩み解決! 相場、手当、残業代の計算、社会保険のポイント
- 第5回:11/13(水) 労働時間管理の基本と実務への活用法

お申込みフォーム▶

左側のQRコードよりお申込みください▶



【全3回】会社を成長させる経理セミナー

- 第1回:6/4(水) <<基礎編>>経理業務の基本と正しい処理のコツ
- 第2回:7/8(火) <<業務改善編>>事務業務の効率化とミス防止テクニック
- 第3回:10/9(水) <<実践編>>すぐに使える経理スキル

お申込みフォーム▶

左側のQRコードよりお申込みください▶



【全4回】事業承継・M&Aセミナー

- 第1回:1/31(金) 事業承継“親子のホンネ”対談 **実務済**
- 第2回:7/16(水) 中小企業が“M&A”を考える際に知っておくべき基礎知識 (売りたい/買いたい 双方の視点から解説!)
- 第3回:8/27(水) M&A仲介会社について知ろう! 色々あるけど何が違う?
- 第4回:11/19(水) 事業承継税務

お申込みフォームはこちら▶



補助金・助成金セミナー

- 4/16(水) **実務済**
2025年補助金・助成金セミナー
お申込みはこちら▶



税制改正大綱セミナー

- 1/29(水) **実務済**
令和7年度税制改正大綱セミナー



からもお申込みできます



アクシス公式LINEでは最新セミナーの他、経営に役立つ情報を随時配信しております。ぜひご登録ください。
※QRコードはPDFでご覧いただけます。

－法人税は赤字でも払う必要がある!?法人にかかる税金とは－

「赤字でも税金がかかる」というのは、経営者にとっては大きな悩みのひとつですね。今回は法人にかかる税金について解説していきたいと思います。

Q. 赤字でも支払う必要がある税金は？

A. まず、法人住民税の均等割があります。こちらは、会社の規模や資本金に応じて課税される税金で、利益に関係なく支払わなければならないものです。法人住民税の均等割は、会社の資本金と従業員数に基づいて計算されます。例えば、資本金が1,000万円以下で従業員数が50人以下の会社であれば、最低でも年間7万円ほどが課税されます。この額は、会社が赤字であっても変わりません。さらに、資本金が大きくなると、均等割の額も増加します。資本金が1億円を超える企業では、数十万円、場合によっては数百万円に達することもあります。

他には、固定資産税もその一つです。固定資産税は、会社が所有している土地や建物に対して課税されます。これも、利益に関係なく、所有している限り支払わなければならない。

Q. 赤字の場合、消費税も支払わないといけないの？

A. 消費税は、取引においてお客様から預かった税金です。ですので、利益の有無に関係なく支払わなければならない場合があります。ただし、基準となる年度の売上高が1,000万円以下であれば、「免税事業者」として消費税の支払い義務が免除されることがあります。

Q. 赤字では発生しない税金もあるの？

A. 赤字では原則発生しない税金もあります。そのひとつが法人税です。こちらは、会社の利益に対して課税される税金です。そのため、赤字の場合は、法人税は支払う必要がありません。つまり、赤字の年には法人税は免除されます。同様に、事業税についても赤字の場合、基本的には支払う必要はありません。事業税も、法人税と同じく利益に対して課税される税金ですので、赤字の場合には支払わなくて済みます。ただし、例外的に支払う場合もあります。例えば、赤字でも事業規模や収入が一定の基準を満たしている場合、最低限の事業税が課せられることがあります。その他にも、会計上の赤字と税務上の赤字は、違うということにも注意が必要です。法人税の計算をする場合、会計上は赤字でも、例えば、交際費の一部が経費として計上できない場合などがあり、実際に計算してみると、税務上では、利益が出ているという場合もあります。その場合は、法人税、法人住民税、事業税がそれぞれ発生するので、決算を迎える前に、いくらか納税が発生するが事前に確認し、正しく納税対策をしておくことが大切です。

税理士法人アクセスではこのような経営にまつわるご相談を承っておりますので、弊社公式LINEよりお気軽にご相談ください。

LINE公式アカウント

アクセスでは、会計や労務、報酬などお客様のお悩みに応じたご提案をしています。初回無料でご相談を承っておりますのでお気軽にお問い合わせください！

また、弊社ではより多くのお客様に必要な情報をタイムリーにお届けするためLINEの公式アカウントを開設しております。LINE検索で「税理士法人アクセス」と入力していただくか、右のQRコードからご登録いただけます！



税理士法人アクセス

LINE



知りたいあれこれ

Q & A

今月の講座

「法人税は赤字でも払う必要がある!?法人にかかる税金とは」

経営にまつわる様々な疑問を解決する「知りたいあれこれQ&A」
税務や労務に関することや今話題の情報までお客様に役立つ情報を発信していきます。

お問い合わせはこちらまで

アクセスグループ

088-631-8119

今月の助成金



今月の助成金のテーマは…

特別編！

育児時短就業給付金

このコーナーでは各所より提示される様々な助成金や補助金、支援金などを毎月ご紹介していきますので、皆様のお役に立てれば幸いです！

育児時短就業給付金

*育児時短就業給付金とは？

仕事と育児の両立支援の観点から、育児中の柔軟な働き方として時短勤務制度を選択しやすくすることを目的に、2歳に満たない子を養育するために時短勤務(以下「育児時短就業」という。)*した場合に、育児時短就業前と比較して賃金が低下するなどの要件を満たすときに支給する給付金です。なお、この給付金は、**2025年4月1日**から創設されます。

支給を受けることができる方(受給資格・支給要件)

- 1 2歳未満の子を養育するために、育児時短就業する**雇用保険の被保険者**であること
 - 2 育児休業給付の対象となる育児休業から引き続いて、育児時短就業を開始したこと、または、育児時短就業開始日前2年間に、**被保険者期間が12か月**あること
- 加えて、次の③～⑥の要件をすべて満たす月について支給されます。
- 3 初日から末日まで続けて、雇用保険の被保険者である月
 - 4 1週間あたりの所定労働時間を短縮して就業した期間がある月
 - 5 初日から末日まで続けて、育児休業給付又は介護休業給付を受給していない月
 - 6 高年齢雇用継続給付の受給対象となっていない月

支給を受けることができる期間(支給対象期間)

原則として育児時短就業を開始した日の属する月から育児時短就業を終了した日の属する月までの各暦月(以下「支給対象月」という。)について支給されます。ただし、次の①～④の日の属する月までが支給対象月となります。

- 1 育児時短就業に係る子が2歳に達する日の前日
- 2 産前産後休業、育児休業または介護休業を開始した日の前日
- 3 育児時短就業に係る子とは別の子を養育するために、育児時短就業を開始した日の前日
- 4 子の死亡その他の事由により、子を養育しないこととなった日

支給額・支給率

支給額は、育児時短就業中に支払われた賃金額の**10%相当額**です。ただし、育児時短就業開始時の賃金水準を超えるよう調整されます。また、各月に支払われた賃金額と支給額の合計が支給限度額(※1)を超える場合は、超えた部分が減額されます。

※1 支給限度額：459,000円(2025(令和7)年7月31日までの額)

賃金率	支給率	賃金率	支給率
100.00%	0.00%	95.00%	4.74%
99.50%	0.45%	94.50%	5.24%
99.00%	0.91%	94.00%	5.74%
98.50%	1.37%	93.50%	6.26%
98.00%	1.84%	93.00%	6.77%
97.50%	2.31%	92.50%	7.30%
97.00%	2.78%	92.00%	7.83%
96.50%	3.26%	91.50%	8.36%
96.00%	3.75%	91.00%	8.90%
95.50%	4.24%	90.50%	9.45%
		90.00%	10.00%

申請手続きの注意事項

- ・育児時短就業給付金の申請は、事業主が行います。資金の届出、受給資格確認、初回申請を同時に行うことも可能です。
- ・育児休業から引き続き育児時短就業を開始した場合、資金の届出は不要です。
- ・支給申請は原則として2か月ごとに行います。希望により、被保険者が自身での申請、1ヶ月ごとに申請することもできます。

★転職先でも育児時短就業給付金を受給できる場合があります。
条件を満たすと、転職先でも引き続き育児時短就業給付金を受けられます。
なお、2025年4月以降、新たに雇用保険の被保険者となった方で支給を受けられる可能性がある場合、ハローワークから交付される「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」に「**育児休業等給付受給可**」と記載されるため、確認が必要です。

経過措置（2025年4月以前から時短就業している方）

2025年4月1日以前に時短就業をしている場合、2025年4月1日から育児時短就業を開始したとみなし、要件を満たせば2025年4月1日以降の各月が支給対象となります。

詳細・お問い合わせ



不明点については左図の厚生労働省HPより、事業所の所在地を管轄するハローワークまでお問い合わせください。

アクシスグループ

税理士法人アクシス

社会保険労務士法人アクシス

行政書士法人アクシス

川人広平公認会計士事務所

株式会社徳島経理代行センター

株式会社高松経理代行センター

株式会社マネジメント・スタッフ

有限会社エムエスサービス

〔 本社 〕

〒770-0051

徳島県徳島市北島田町
1丁目3-3

TEL:088-631-8119

FAX:088-632-8543

〔 吉野川支店 〕

〒776-0005

吉野川市鴨島町基栄字宇宮北
485番地1

TEL:0883-26-0182

FAX:0883-26-0187

〔 高松支店 〕

〒760-0079

香川県高松市松崎町
1108-3

TEL:087-814-5875

FAX:087-814-5876

〔 東京支店 〕

〒140-0002

東京都品川区東品川
5丁目9番6 1109号